令和2年　豊後大野市教育委員会　1月定例会　議事録

1　開催日時

令和2年1月27日（月曜日）　午前8時59分開会　午後2時35分閉会　（4時間10分）
〔午前11時49分～午後1時15分　休憩（1時間26分）〕

2　開催場所

豊後大野市役所　2階　教育委員会室

3　出 席 者

委　員　　4名中4名出席

（出席委員等）

教 育 長　　下 田　　博
１番委員　　矢 野　　憲 一
２番委員　　羽田野　　光 江
３番委員　　衛 藤　　恵 子（教育長職務代理者）
４番委員　　衞 藤　　栄 一

（欠席委員）　　な　し

事務局　　6名中6名出席

教育次長　　衛　本　　浩　二
学校教育課長　　内野宮　　俊　介
社会教育課長　　深　田　　宏　文
学校給食共同調理場長　　赤　嶺　　真　一（学校教育課参事 兼）
図書館長　　太　田　　新　子（社会教育課参事 兼）
歴史民俗資料館長　　髙　野　　弘　之（社会教育課参事 兼）

（欠席）　　なし

書　記　　1名出席

学校教育課　　課長補佐兼教育総務係長　　麻　生　　正　文

4　付議事項等

報告事項

報告第1号　令和2年度 豊後大野市立幼稚園の休園・開園予定について

協議事項　　大分少年院視察委員会委員候補者の推薦について
令和2年度 教育支援センター「かじか」運営方針について
豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について

議事案件

議案第1号　豊後大野市立学校児童生徒就学援助規則の一部改正について
議案第2号　教育支援センター通室費補助金交付規則の制定について
議案第3号　豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について
議案第4号　令和2年度　豊後大野市立学校児童生徒の就学援助（新入学児童生徒学用品費）の認定審査について

5 会議の概要

○出席者報告

衛本教育次長	皆様、おはようございます。 さて、それでは、委員の皆さまお揃いですので、出席者の報告をさせていただきます。出席委員（ 4 ）名・欠席委員（ なし ）で、そして教育長と本日は教育委員会事務局（ 6 ）名の出席です。それでは、教育長お願いします。

1 開 会

下田教育長	（時候のあいさつの後） それでは、ただいまから令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会を開会いたします。 （午前8時59分開会）

2 前回議事録の承認

下田教育長	最初に 会議規則第6条第1項第2号の規定に基づき 令和元年12月26日開催の12月定例会 の議事録の承認を求めます。 議事録につきましては、事前に送付され、委員各位もご覧のことと思います。つきましては、事務局からの説明を省略し、承認手続を行います。 議事録について、ご質問等を受けたいと思いますが、何かございますか。
全委員	（「ありません」の声）
下田教育長	12月定例会 の議事録を承認することに、ご異議ありませんか。
全委員	（「はい・異議なし」の声）
下田教育長	異議なしと認め、承認します。

3 議事録署名委員の指名

下田教育長	続いて、会議規則第17条第2項の規定に基づき、本会議の議事録署名委員の指名を行います。1番 矢野 憲一 委員 を指名します。よろしくお願いします。
矢野委員	はい。（了承）

4 会期の決定

下田教育長	次に、会期の決定でありますが、付議事項等を勘案いたしまして、本日一日限りといたしたいと思いますが、異議ありませんか。
全委員	（「はい、異議なし」の声）

下田教育長	異議なし　と認め、本日一日限りと決定します。 本日の付議事項等は　報告事項1件・協議事項3件・議事案件4件　です。ご協力をよろしくお願いします。

5　諸報告

（1）教育長報告

下田教育長	諸報告に入ります。私の教育長報告ですが、資料をご覧ください。 （教育長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告する）
下田教育長	教育長報告が、終わりました。ただいまの教育長報告について、ご意見、ご質問等がございましたら、後程、お願いします。
下田教育長	それでは、各課報告に移ります。 重なる部分は、できるだけ、避けて説明してください。

（2）各課報告

下田教育長	まず、教育次長　お願いします。 （衛本教育次長が、教育長・教育次長分について　令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）
下田教育長	次に、学校教育課長　お願いします。 （内野宮学校教育課長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）
下田教育長	では、続きまして　学校給食共同調理場長　お願いします。 （赤嶺学校給食共同調理場長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）
下田教育長	では、社会教育課長　お願いします。 （深田社会教育課長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）
下田教育長	では、図書館長　お願いします。 （太田図書館長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）

下田教育長	それでは　歴史民俗資料館　お願いします。 （髙野歴史民俗資料館長が令和2年1月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする）
下田教育長	以上で、各課報告が終わりました。ただいまの各課報告について　ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。
全委員	（声なし）
下田教育長	生涯学習・公民館まつりの参加予定については、どうなっていますか。
深田社会教育課長	本日、その他の項目で、委員さんにお話しさせていただきます。
下田教育長	分かりました。 卒・入学式の出席については、どうなっていますか。
内野宮学校教育課長	卒・入学式ですか。それについては、後程お話しさせていただきます。
下田教育長	はい、分かりました。 それでは、皆様よろしいでしょうか。
全員	（「はい」の声）
下田教育長	ご質問がないようですので、付議事項に移ります。

6　付議事項等

〇報告事項

報告第1号　令和2年度 豊後大野市立幼稚園の休園・開園予定について

下田教育長	報告事項に入ります。事務局の報告を教育次長・学校教育課長　お願いします。 （学校教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会資料・当日配付別紙資料により報告） 豊後大野市立幼稚園園児募集の結果及びこれまで経緯に基づき、令和2年度については、三重幼稚園については休園とし、平成31年度まで休園であった通山幼稚園については引き続き休園とすることとなったので、報告するもの。
下田教育長	それでは、ご質問ございますか。
全委員	（声なし）
下田教育長	三重幼稚園の歴史について、調べていますか。

内野宮学校教育課長	三重幼稚園の歴史についてでしょうか。
下田教育長	はい。
内野宮学校教育課長	（三重幼稚園が）来年度休園するというのは、大きな問題なのですが、その点についてしっかり総括していますか。
内野宮学校教育課長	いいえ、まだその作業には着手していません。
下田教育長	早くしないといけないと思いますし、ただ休園では…三重幼稚園は多いときは園児が200人超えていたのではないでしょうか…4クラス若しくは5クラスぐらいはあったのでしょうか。
内野宮学校教育課長	そういう時代があったということですね。
下田教育長	それは、当然あったでしょう。8割以上（三重幼稚園に）行っていましたから。その総括をしないと、ただ（入園希望）園児数がないから休園にしますということにはならないと思います。
内野宮学校教育課長	そうしたら、その歴史を調べてみます。そして報告をまとめたいと思います。
下田教育長	そうしたらではなくて、そういう認識があるのでしょうか。そうしたらというのは、私が言っているからするではなくて、その重要性について認識しないならば総括しなくていいのですが。相当なことだと思いますし、簡単に休園しますと言っていますけど、そんなことにはならないのではないでしょうか。
内野宮学校教育課長	はい、分かりました。その認識の下に…
下田教育長	次回…
衞藤栄一委員	いいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衞藤栄一委員	先程、この会議の資料をいただいたときに、一緒に話したのですが。三重幼稚園が休園というのは、ちょっと衝撃だったのです。やはり保育料の無償化の問題もあるかもしれないですけれど、それを越えるだけの何か原因も考えていかないと…公立幼稚園そのものが危機に立っていて、ニーズに応えられていないのか、親たちの変化なのか、本当に先程教育長が言われたように、少し立ち位置を考えないと、落ち込みの率を幼稚園の教育でいっていいのか分からないですが、求められているものに対して、若しくは親たちの考え方の変化についても考えていかないといけないと、今思っているのですけど。今言われたように、検証してください。よろしくお願いします。

内野宮学校教育課長	はい。そこについては、私は現状において無償化と、兄弟姉妹がいたときに公立がおおのさくら幼稚園を除いて5歳児のみという、別のこども園に兄弟を2人入れていたときには、わざわざ公立には動かさないという保護者が結構多いという認識があります。そういうことはいいつつも、公立幼稚園の教育については非常に信頼を寄せていて、公立がよいという方も一方ではかなりの人数がいらっしゃるということは把握しております。ただ、なかなか時間的なものとか兄弟関係とかで、わざわざ公立の方には移動して来ないという現状があるのかと、今のところは分析しています。
衛藤恵子委員	土曜日の休みとか、長期の夏季休暇とかも、親にとっては弊害に感じるのではないかと思われます。
内野宮学校教育課長	それもあります。長期休暇中については、預かり保育実施していますので、そこはクリアできるかなと思っているのですけど、土曜日はやっていないというのは一つ大きな原因かなと思っています。
下田教育長	そこでどうするのでしょうか。 そのために、内部委員会を立ち上げているのではないですか。
内野宮学校教育課長	そうです。
下田教育長	そこで、議論を緻密に行っていくということで、よいのですか。
内野宮学校教育課長	はい、そうです。
下田教育長	今後、3月までに報告書をまとめるということは、その三重幼稚園だけについては早めにでもしないと、3月では遅いのではないでしょうか。三重幼稚園がなぜ休園になったかの総括は早急に議論を始めないと…これは大きな問題ではないかと思うのですが。ぜひ歴史を調べて、こういう人数になっているとことの総括をして…いつ、次回でよいのでしょうか。
内野宮学校教育課長	三重幼稚園については…
下田教育長	次回ですか。
内野宮学校教育課長	次回です。
下田教育長	では、次回提案してください。 他にございますか。
全委員	（声なし）
下田教育長	よろしいですか。
全委員	（「はい」の声）

下田教育長	報告第1号　について、今の報告のとおりでよろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	次に移ります。

〇協議事項　大分少年院視察委員会委員候補者の推薦について

下田教育長	協議事項に入ります。 この協議事項について、教育次長の説明を求めます。お願いします。 (教育次長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会資料により説明) 大分少年院視察委員会の任期は1年であり、3月を以て現委員の任期満了を迎えるため、今般新任として現校長ではあるが3月末に定年退職を迎える予定である〇〇〇〇氏に大分少年院視察委員会委員としてご尽力いただきたいと考え、推薦(新任)するものである。なお、本人の推薦への意思確認は行っている。
下田教育長	ただいま説明がございましたが、この件についてご質問等がございますか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	推薦理由に前任者(現委員)の意向部分が含まれていますが、削除した方がよいのではないでしょうか。そこは、教育次長どうですか。
衛本教育次長	はい、削除させていただきます。
下田教育長	そうしてください。あくまでも新任推薦者の推薦理由に変更してください。現委員の意向分は削除願います。 では、ご意見等がないようですので、承認してよいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	はい、異議なしと認めます。 それでは、協議事項の2つ目に移ります。

令和2年度　教育支援センター「かじか」の運営方針について

下田教育長	この協議事項について、教育次長の提案・学校教育課長の説明を求めます。お願いします。 (学校教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会別冊資料により説明) 教育機会確保法(通称)の目的並びに豊後大野市教育支援センター設置運

	営要綱の目的の改正、また「かじか」の今後の移転等を踏まえた機能拡大を図ることに伴い、次年度の教育支援センター「かじか」運営方針を定める必要があるため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第1号の規定に基づき教育委員会の協議及び承認を求めるものである。
下田教育長	ただいま説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
全員	（声なし）
下田教育長	この案件は、議会全員協議会で説明するのではないでしょうか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	そのときの説明資料等について、本日説明・提案しておかなくてよいのでしょうか。
衛本教育次長	後程…はい。
下田教育長	いえいえ、教育委員さん方に、こういう方向で説明しますというのがなくていいのでしょうか、学校教育課長。議会全員協議会をする前に、こういう説明をしますというのを確認しておかないといけないのではないでしょうか。
衛本教育次長	少し一時休憩をしていただいて、その間に資料を印刷してきてよろしいでしょうか。
内野宮学校教育課長	では、その合間に印刷を…
下田教育長	後程か、若しくは書記にお願いして印刷してください。 「かじか」の運営方針について、ご質問ございますか。 （この間に書記が資料印刷を行い、配付した。）
下田教育長	学校教育課長、フリースクールと「かじか」との違いを明確に教えていただけないでしょうか。
内野宮学校教育課長	はい。フリースクールというのは、特に決められた教育課程というものがないという点がございます。それに対して、「かじか」の方は、あらかじめ教育課程でどんなことを学習するか、普通教育に準じたものの教育計画があって、それに準じて指導していくという点が大きな違いです。
衛藤恵子委員	教育課程がない。
内野宮学校教育課長	フリースクールの場合には、イメージとして、子ども達がそこに来て、今日はどんな活動をしようかというのを話しで決めて、それでこういう活動をしようと。何かをしたいというときには、そのためにはどういうことを準備したらいいか、子ど

	も達で話し合って活動をするという、あらかじめの計画がないというところです。
下田教育長	ちょっといいですか。それは、個別の場合ですね。
内野宮学校教育課長	そうです。
下田教育長	今、社会的にいわれているフリースクールは、それ（教育課程）は整備されています。「かじか」と同じ機能を持って、フリースクールが設置されている。今、豊後大野市に設置されようとしているフリースクールが、学校の教育活動を基本にした課程が存在しない。したがって、出席扱いができないという認識に立っているということです。そこをそのフリースクールが行っていただければ、市教委してはフリースクールに行っても出席扱いにしますということです。市内に設置しようとしているフリースクールは、今学校教育課長が説明した内容です。来年から（別冊資料の）４ページの基本方針の②、ここが市教委としてフリースクールとの違いを明確にするために、②の「義務教育での発達段階に応じた必要な教育課程を定め、学習指導等を行う。」というのが、今回大きな機能拡大で、これが今まで「かじか」になかった、これまで「かじか」にも教育課程はなかったのです。来たら、要するに学校復帰を主にしていますので、学校生活リズムに合わせるように来て訓練をするというのが主目的でしたので、今度からは居場所にしますということなので、来る以上はそこで普通教育をきちんと計画的に受けてくださいということです。この②が特に変わった所です。それは、学校教育課長、認識誤りをしないようにしてください。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	「かじか」が今まで行ってきたことではないのです。 いいですか。そこが、これが定まったということは、新しくできようとしているフリースクールと「かじか」の違いが明確に整理をするという、そこを勘違いしないようにしてください。どんな教育課程ができているのでしょか。
内野宮学校教育課長	どんな教育課程… 今、通室している子ども達の各学年の教育課程を作成しているところです。
下田教育長	教育課程を提示してください。
内野宮学校教育課長	はい。本日は提示しておりません。
下田教育長	では、次回でよろしいですか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	特色のある教育課程になっているので、それをぜひ見ていただく中で、「かじか」に来てプラスになりますということです。これを出席扱いにすることで、今高校受験は基本的にやはり出席日数が一つの判断材料になっています。つま

	り、不登校で出席日数が足りていない子には拒否感を示します。したがって、できるだけ通常で行ったら義務教育といえども学年・卒業を修了させない、これは法律的に認められていますので、不登校の生徒は進級をさせないでよいのではないかという声がいっぱい出ているのです。1年遅らせても人生のことを考えたら、きちっと学ばせて課程を修了し証書を出した方がよいのではないかということですが、今は不登校でも修了、認識をして証書も出しているということですので、市教委としてはこういうことを相談して、「かじか」でしかもアウトリーチということは家庭で「かじか」の職員が訪問して勉強すれば出席扱いにしますということを今検討しています。そうすると、普通の引きこもりとかでただ家庭にいるという理由では出席扱いにはできませんけど、こちらの職員が訪問したら玄関を開けて何時間でも勉強するそれを子どもの姿として意欲を見せた時点でできるだけ出席扱いにしてあげて、通信制といえどもきちんと出席していますということで、自立にむけて次の高等学校教育を受けさせる機会をきちんと認識させるということです。 学校教育課長、そこはきちんと整理した上で、ただ「かじか」が機能するのではなくて、「かじか」が機能することによってそこに来る子ども達や関わる子ども達が将来自立に向けてステップを踏めるという段階のところを整理してきちっと行わないと、ただ「かじか」が行うだけでなくて、そうすることが子どもの自立になぜつながるのかを、きちっと整理して「かじか」の運営方針の中で説明しないと、ただ教育課程で行いますだけではだめです。どういう結果を導くかが重要なことなのです。目標達成に向けて、そこを説明の中でしっかり整理していかないと…大きな変化ですよ。家庭にいる人も出席扱いしますといっているのは。
衛本教育次長	教育長、「かじか」の運営方針ですけど。
下田教育長	はい、どうぞ。
衛本教育次長	令和2年2月4日市議会全員協議会があります。そこで、「かじか」の移転改修について、議員さんに説明をしてご理解をいただきたいと考えております。 先程お配りした資料をご覧ください。 （当日配付した資料にて、教育次長が説明をした。）
下田教育長	教育次長、これで何を議会に説明するのでしょうか。
衛本教育次長	現在の「かじか」が手狭になっていることと、教育支援センター「かじか」の機能拡大で広いスペースが欲しいということで、（資料の）左側(4)に書いてある機能拡大の方針を移転することによって、より拡充していきたいと考えているところであります。
下田教育長	はい。（改修工事の）予算は、4,000万円の見込です。それで、議会にお話しをさせていただくということですが、何かご質問はございますか。
全委員	（声なし）

下田教育長	今のままの「すずかけ寮」は使えないということでしょうか。
衛本教育次長	はい。建物の基礎自体はしっかりしているのですが、水回り等傷んでおりますし、中の部屋の間仕切り等を変えて子ども達が学習を個別にもできるようにしていきたいと考えているところであります。壁のクロス等も傷んでおりますので。
下田教育長	だから改修が必要だということでしょ。それを言っていただきたかったです。4,000万円が明確に記載されることになっているのですけど、具体的な内容については率直に把握できていないということでよろしいでしょうか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	4,000万円もかけるのであったら、新築した方がよいのではないかという声が出ますが、それはどうしたらよろしいですか。
衛本教育次長	あのスペースは、4,000万円ではできないです。3階建で496㎡。子ども達が雨天時でも1階は広がってゲーム等もできる施設でもありますし、496㎡を確保しようと思ったら、その値段ではできないと思います。
衞藤栄一委員	いいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衞藤栄一委員	あのスペースは、私は使用したことがあるのですが、(高校)在学中と卒業後OBとなっても合宿でも使用させてもらいました。すごくよい施設です。その当時は。いろんなスポーツ、卓球台を置いたりとかができるので、その改修に対して、今まで団体研修所・合宿所として使っていたので、広い間仕切りだったので、今度は個別の個人的な対応を行うための改修を行うということですね。
衛本教育次長	はい。
衞藤栄一委員	それと、今回の「かじか」の運営方針で、社会復帰という言葉が入ってきているので、それに対して「かじか」が求められる要素は学校に関することだけでなくなってきたので、今から「かじか」の持たなければいけない使命というのは、とんでもなく幅が広がったと考えていただくようにしていただいて、特にこの「居場所のない子0ゼロ」とかも、とても難しい案件だと思いますので、しっかり訴えて予算確保をして欲しいことと、この「かじか」の(職員)4名を5名にするだけでは足らないのではないかと思われるぐらいの…人をもっと…「かじか」には、力を振って欲しいなと思います。よろしくお願いします。
内野宮学校教育課長	ご指摘のとおりですね。 きちんとした教育課程で社会的自立のためにということで、しっかり学習して、居場所として、そして将来つなげていくためには、ご指摘のとおり5名でも少し厳しいとは認識しています。でも現状としては、5名で頑張っていくしかないと

	思っています。
下田教育長	増やしていきますという発言はないのですね。
内野宮学校教育課長	増やすように努力していきます。
下田教育長	これについては、率直に言って、市長としては来年度どう考えていると言われたのでしょうか。
内野宮学校教育課長	「かじか」の機能拡大については、応援していく。それと、それに伴う移転については、市長は押していくという確認はしております。
下田教育長	そのレベルでなくて、教育委員会の来年度の目玉として推進をしてほしいということは、伝わっているのではないでしょうか。そう言われたのではないでしょうか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	市教委はいろいろな施策があるけれども、一番の目玉は「かじか」の機能拡大ですというのを市として応援したいと言ったので、この移転と改修費についても予算事業に入れますと、そういうことだったのではないでしょうか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	ということは、この問題を衞藤栄一委員さんがおっしゃたように、やはりきちっと受け止めた中で推進しますという覚悟がないといけないということです。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	そうでしょ。それは、やはり市議会に伝えてください。市教委の来年度一番の目玉です。譲るわけにはいきませんという姿勢を持つということです。それなりの準備を、先程のような説明ではなくて、きちっとしておかないと… なぜ目玉なのか、それはすごく重要なことです。「居場所のない子0ゼロ」、これは大分県では初めてでしょ。
内野宮学校教育課長	そうです。
下田教育長	この言葉、しっかりアピールして欲しいと思います。
下田教育長	どうでしょうか。他にございますか。よろしいでしょうか。
全委員	（声なし）
下田教育長	質問がないようですので、今の説明のとおり承認して、よろしいですか。

全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、異議なしと認めます。教育支援センター「かじか」の運営方針については、原案のとおりとします。 次の協議事項に移ります。

豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について

下田教育長	事務局の報告・説明を教育次長と学校給食共同調理場長 お願いします。 (学校給食共同調理場長が令和2年1月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明) 平成30年12月に「豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改正を行ったのち、令和2年4月の改正後マニュアル施行にむけて関係各所と協議を行った結果、マニュアルの一部改正をする必要が生じたため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第1号の規定に基づき教育委員会の協議及び承認を求めるものである。
下田教育長	はい、そこまで説明のところでちょっと待ってください。 そこまでのところで今までと対応がマニュアルで(平成30年)12月(定例会)にて、一度教育委員会で6品目にするということで決定しておりましたが、いろんな諸事情で6品目だけの対応は良くないのではないかという指摘をいろいろいただいたということで、それで6品目以外にも、もうこれは今まで通りやろうというのが今回の一部改正です。そこまではご意見ありますか。ただし、その改正の中で、6品目以外で対応も今までどおりに対応したいのだけども、調味料と出汁とエキスについては、令和2年度から実施をしたい。それ(調味料と出汁とエキス)に対応しないということ。その変更をまず今回したいということなのですか。 どうでしょう。 その方向性については。
衞藤栄一委員	ちょっといいですか。そこまでに収まるかどうかわからないですが。結局口に入るか入らないのかということなので、エキスは(給食に)入ってくるのですよね。結局は、そうですよね。
衛本教育次長	はい。
衞藤栄一委員	そうしたら、そのときに配膳の確認等を最終的には、現場の担任の先生がする形になるのでしょうか。
衛本教育次長	はい。
衞藤栄一委員	それは、当然学校に投げかけて学校もOKが出ていて、その配膳の安全性…4月初めからされるっていうことなのですが、安全性の確認とか、例えば現在

	の安全な給食で事前に何度か訓練を行ってみて、該当生徒に渡らないことをする中でこういうことがあるだとかも…現場検証とかもされずに4月から実施するのでしょうか。
衛本教育次長	はい。まあ、下に今後のスケジュールというのがあるのですけど、1月17日に校長・所長会議において校長には了解をいただきました。学校には了解いただきました。2月３日に担当者の学習、職員の勉強会を実施する計画であります。それで、また4月上旬にも4月１日になるかとは思いますが、アレルギー対応の周知をし、4月上旬には担当者会議、また再度新たに学校等変わる可能性ありますので実施するということであります。1年をかけて献立表のチェックの仕方を学ぶということで第1段階、1学期については保護者、調理場、学校でそのアレルギー対応表の確認を行い、学校は結果を確認する。2学期については保護者と学校でアレルギーの献立確認を…
下田教育長	あの、質問は、学校は納得しているのでしょうか。
衛本教育次長	はい。校長・所長会議では賛成を得ております。
下田教育長	現場では、それでできるという認識に立っているということですね。学校教育課長。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	本当ですか。
内野宮学校教育課長	はい。そのためにこの説明会を実施するのですけども…ちょっとそのときに説明をして非常に難しいようであれば、今ご指摘のように3月中にそういうのをシミュレーションしてみるというか、そういう対応が必要かどうか検討したいと思っています。
衞藤栄一委員	私は、素人なので分からないのですけども、エキスとか調味料等についての危険性がどのぐらいあるのかという問題がまずあって、それが、該当生徒が口にしてもよければ僕は4月から実施しても結構だと思います。ですが、必ず口にしてはいけない、やっぱりだめですというのであれば、例えば、先程言ったように通常給食で疑似的なものを作り出して何とかやってみて検証してみないと、誰が誰の手によって責任を管理するのかというところまできちっと分かっていないと担任の先生は危険性も分からずに配膳をするようなこと… 例えば、きちんとその担任の先生が責任を持って、これを配膳していただけるのか、例えば、小学校ではなくて中学生に対しても、〇〇くんのアレルギーに対して対応食ではいいですけど、（給食を）注ぐことに関して1回注いで、ダメであったこと気がついて（元の食缶等に）戻して、その後にそこにパンを乗せてもたぶんアウトなので、そういうことが給食当番の子ども達が理解、ある程度の理解はしていただいて担任の先生が確認をする。見守りではなくて、今回は確認になっているので、その子の給食を配膳するまでの間中、先生はそれを確認していただけるのか、ということまで考えていかないと、今後エキス等で

	はなくて、この後にもう一段階先に行くときに、これが成功しないと次の段階が成功は絶対しないので、事前に現場で実施して…実はこの件に関して、小学校・中学校の数校に話しに行ったのですけど、フッ化物洗口のときは事前にすごくきっちり説明をしていただいたとのことでした。でも、これに関しては何かいきなり来たという、学校の先生方の雰囲気ではそういうふうに感じ取ったので。口に入るものなので、現場でこういうシミュレーションというのは、私は1度だけでなくて、2度ぐらい実施した方が良いのではないかと思うのですが、その予定はないでしょうか。
衛本教育次長	それを一学期かけて実施したい…
衞藤栄一委員	だから、それはもう…
衛本教育次長	では、少し実施の仕方を説明してよろしいですか。
下田教育長	少しその前に、エキスの危険度に対して何か示すものはあるのでしょうか。命がなくなるということもあり得るということですが、率直に言ってください。
衛本教育次長	その子の症状によっては、可能性はあると思います。
下田教育長	あるということですね。 その度合いとか危険度について、説明会をしているということですか。
衛本教育次長	はい。もう…
下田教育長	実施していますか、学校教育課長。
内野宮学校教育課長	実施してないです。
下田教育長	実施していないですよね。その認識に立ってよいですか。
衛本教育次長	給食調理場が昨年行った講習会等でもアレルギー、それは養護教諭とか校長対象の研修会ですけど、アレルギー … 昨年度の平成30年12月に決まって以降、2回の講演会と学習会等を実施しているのですけども、アレルギー症状がある子で、そういう危険になることはあり得ると、その可能性はあります。だから、学校では十分気を付けてほしい。
下田教育長	ちょっと待ってください。そういう認識には立たないでしょう。だから、気を付けてほしいでは、その時点でもう責任を放棄していますよ。
衛本教育次長	いや、講師です。講師のお話しです。
下田教育長	だからそれに対してどうするかということが、議論を今後されるっていうことですね。その一つの方法は、学校がその準備ができていますかという質問に対しては、できているということですか。できていないということですよね。

衛本教育次長	準備がまだ…。
下田教育長	できていないということですね。はい、よいですよ。それで…
衛本教育次長	はい、まあ、やり方です。
赤嶺学校給食共同調理場長	本日お配りました追加資料で、A3の縦の資料1で2月の献立確認表というのがございます。ご覧ください。教育次長が先程申されましたけれども、すみません、それと前の協議…。
下田教育長	それはいいです。献立表で説明してください。赤い線はどういうことですか。
赤嶺学校給食共同調理場長	1枚、2枚、3枚ございます。保護者と学校には、この資料1・資料2・資料3が事前に前月に配布されます。保護者の方は資料1の2月９日確認表に、その当日の献立を食べる、食べないとか、弁当を持参するとかそういうことの記載を丸が記入されているところに記載していただきます。それを決めるためには2枚目の資料2の予定献立表がございます。この色が着いている部分（マーカー部分）についてが、エキス対象の部分になります。1学期の段階では献立表に、このようにエキス部分については全てチェックをして…。
下田教育長	少し確認しますが、今まではこのようなチェック表がなかったということですね。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	よいですか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	エキス等を今回除くということで、エキス等の部分についてはマーカー（色）を着けて保護者に知らせますということですね。 変更点をきちっとこうします、こうしますとか … 今までは、このようにしていなかったけど、来年度からはその危険度を排除するために、まずエキス等については1人1人マーカー（色）を着けて保護者に渡すということですね。
衛本教育次長	そういうことです。アレルギーのエキスの・・・。
下田教育長	次、そして…
赤嶺学校給食共同調理場長	そして、学校にも同じものを渡します。
下田教育長	学校にも。

赤嶺学校給食共同調理場長	学校にも同じものを渡します。それと資料3枚目の資料3ですけれども、こちらが加工品成分表になります。これは2月３日の分として、サンプルであげているのですけれども、その中の加工品について、2月３日は「いわしボール」というものが加工品としてありまして、その原料配合としてその分を載せております。また煮干し出汁についてもその原料配合について書いております。この煮干し出汁がエキス材料、出汁ということになって、これはカタクチイワシと食塩からできていると保護者の方は確認することができます。2月３日でいきますと、煮干し出汁が「イワシのつみれ」の献立に煮干し出汁が入っています。これが入っています。これを保護者の方は食べるか食べないか判断していただきます。それで、献立表を1枚目の献立確認表に戻りますと、2月３日の献立で、献立名がご飯、厚揚げの肉あんかけ、イワシのつみれ汁、しょうが豆がございます。これについて、給食では給食でのアレルギー対応食は除去食品としては「いわしボール」、これは魚がアレルギー食品でございますので、それは除きますが、ただしエキスについては対応しないということですので、魚エキスがある保護者については、ご飯とか肉あんかけとかしょうが豆を給食で食べますということを「○」で記入するようになります。
下田教育長	では、もう1回整理します。保護者に事前に予定献立表を配り、その出汁の内容についても資料3で保護者に配る。保護者の判断で2月３日付けの予定献立表で食べるか食べないかの意思表示をしてもらう。魚肉団子の対象者、これエキスではなくて品目として対象者については除去食および代替食で対応するということはその該当者の保護者には事前にお知らせをする。
赤嶺学校給食共同調理場長	これまで通りお知らせする…
下田教育長	これまで通り対応する。ただしエキス等については対応しないので、エキス等で可能性があるのは … そういうような手順はきちっと一覧表できているのですか。今日、ありますか … ないですね。
赤嶺学校給食共同調理場長	マニュアルというのが、本日は…。
下田教育長	では、きちっと誰が見ても分かるように手順を書いたものを作ってください。いいですね。これは今、保護者ですね。保護者が、これを確認して2月３日の分を作ってきました。これをどこに出すのですか。
赤嶺学校給食共同調理場長	まあ、これを含めて…
下田教育長	2月3日だけよいです。
赤嶺学校給食共同調理場長	2月分の全て意思表示を出して学校に戻します。学校はその出された分を1学期は調理場にコピーして送ります。調理場の栄養士さんが、この確認表の中でその該当生徒がアレルギーに対して漏れがないかということをチェックい

	たします。学校の先生においてもやはり練習ということでその現場においてもチェックされると思います。仮に間違った判断というか、エキス等を除去してほしいと事前に申し出されていた保護者の方が、それを、給食を食べるとしている場合には学校経由でそれで大丈夫かどうかということを保護者に確認するようになります。
下田教育長	そこが一番危険な所ではないでしょうか。栄養士さんが直接すればいいのではないですか。危険を削除するために、他人に渡してしまうことは一番危ないですよ。1学期の間は、違うのではないですか。調理場が直接保護者と訓練をするのではないですか、違うのですか。そこで、バトンタッチして、学校がすぐ連絡しないで、少しでも忘れたとかになるということは十分あり得ますよ。人任せにお願いするということは、信頼していても信用は絶対できないから。そういうケースというのは、この4月から何回もありましたよ。お願いしたことができないことって、いっぱいあります。そんなものじゃないのですか。直接思った人間が、直接すればそこに危険がなくなるのではないですか。今、衞藤栄一委員さんが言った危険な分を排除する手続きが、そういうところは取れないということではないのですか。
衛本教育次長	まず、でも1学期いきなりそのようにして、2学期に移ったときに学校は…。
下田教育長	違います、違います。私が言っているのは、その手続きを学校に説明をしてあげるということでしょう。こう来たときにこう連絡をしましたけど、今度は学校がするのですよ、ということを何回もそうしてあげるということではないですか。最初から学校に任せたら、学校がしなくなるのではないですか、ということを心配している。学校は、そういうことを業務として、内容を理解しているのでしょうか。
内野宮学校教育課長	いいえ、まだ(理解)していません。
下田教育長	ほら、それを言っているのではないですか。衞藤栄一委員さんはそれを心配しているのではないのですか。
衛本教育次長	先日の校長会では、この内容で…
下田教育長	私は、そのような認識を持っていないですよ。最初、調理場と保護者できっちり危険を排除してくださいというルールで。命がなくなるというのに、そこに学校がドタバタする中で入ったら危険度が高まるのではないですか、と、ずっと言っています。最初はきちんと調理場と保護者が … 保護者も訓練しないといけないですし、自分の子の命を守るためには。だから、保護者と調理場の栄養士さんがしっかりそこで1学期の間、自分の子の命を守る。チェック不足がないかちゃんとチェックしてあげる。その関係ができたら、今度保護者が自立できたら学校と始めて学校の先生とやった中で危険度がずっと薄まってくるのではないですか。まあ、いいですよ。とにかく、これを保護者にしてもらうということですね。
衛本教育次長	はい。

下田教育長	保護者から出たものは、栄養士さんがチェックをしてくれる。学校に連絡させるか調理場がするかは、まだ結論が出てないけど、私は調理場がきちっと1学期の間は連絡した方が危険はなくなると思いますよ。学校に任せて、もし（事故が）あった時にはみんなが責任を負わなければなりません。訓練はどのレベルで訓練していくのかを、ちゃんと到達度が一つの表としてできていて1学期でそれが完成したかのチェック表が必要ですよね。それはまだできていないですよね。どんな雰囲気でできたときが、きちんとできたという認識に立てるのか … それはありますか。
衛本教育次長	チェック表はまだありませんが。
下田教育長	ないのでしょう。
衛本教育次長	これが3月であれば、3月の1週間くらい前に確実に調理場に届くように保護者にしていただくというのが最大のチェックです。これが届かなければ連絡もできないし、給食も作れません。
下田教育長	やらなくって、この保護者のチェックが100%2箇月、3箇月続いたらOKではないですか。
衛本教育次長	そうです。
下田教育長	そうでしょう。そういうチェック表があって、初めて保護者がミスなくできるということがあって、初めてできるということが確認できたことで、次のステップが踏めるのではないですか。ここに栄養士さんのまだまだ指導が入る間は、非常に危険ですよ、ということではないのですか。
衛本教育次長	もう一点、エキスがだめだといっても食べるという判断の事例は、多いかと思います。
下田教育長	だから、それは家で練習してもらうとかでしょう。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	だから、そこも栄養士さんとうまく保護者が話しをして、このエキスはクリアができるという認識ができたら、保護者の意見は、「では大丈夫ですね。」という確認が取れていくというわけだけど、保護者が食べてもよいとしていて、給食に出されたものを食べたときに、もしものときには保護者が言ったからとかにはならないでしょう。責任は誰が取るのですか。提供した側ではないのですか。保護者の責任なのですか。
衛本教育次長	これで保護者が食べるとすれば、こちらはそれに従って…
下田教育長	いいえ、それは違うでしょう。

衛藤恵子委員	そこに確認が。
衛本教育次長	確認をします。確認をしてエキスがだめだという医師の、自分の申請で医師にエキス等を除いて欲しいといっている方には当然確認はします。そのうえで、食べるとことについての保護者はかなり出てくると思います。そこは、確認はしなければいけないと思っています。
下田教育長	その時に、保護者が食べると言ったときに、最初の管理表で医者の印鑑のもとで、このエキスだめですよって印鑑を押してくるのですよ。では、診断を受けた管理表の訂正はいつするのですか。医者はダメですって言って印鑑を押してくるのですよ。お金まで出して。それを、親と調理場だけで確認してOKですってことを勝手にするのだったら、管理表の意味、提出の意味ないのではないですか。そこを、どうやってチェックするのですか。いや、それだけ不備が多いということじゃないのですか。この4月実施に対して、それを心配しているのですよ、衞藤栄一委員さんは。私は、そう思いますけど。
衛本教育次長	ただ、他市町村で実施しているところを聞くと、エキスがダメだということで、学校生活指導管理表がなっているのですけれど、じゃあ、いまの指導表の除去食を食べませんかいったら食べますという、それは保護者と確認をしてそういう事例はいくつもあると … 実際に家で弟が、アレルギーのエキスを…
下田教育長	それは分かっています。分かっていますけど、それなら医師の印鑑は何だったのでしょうか。もし、事故があったとして、責任を問われたら医師は絶対ですよ。私はダメって言いましたよ、ってなります。そんなの調理場が勝手に食べさせたのでしょう、ってなるのではないですか。そのとき、市教委が、保護者がよいって言ったから食べさせました、という理由にはならないのではないですか。そこは、医師ともう1回話をして、管理表の再提出をそこ訂正するか、もう食べさせますという医師の判断をいただいて、スタートに入らないと…
衛本教育次長	分かりました。
下田教育長	だから、そういう部分とかがチェックとして、チェック表がないのではないですか。基本的な、まだ…
衛本教育次長	基本的なチェック表…
下田教育長	次のステップを踏めるチェックが、そうやって1個1個詰めてないのではないですか。4月からスタートするっていっているけど、そういうのはやっぱりこう言った以上は、どういう段階を踏んでいくかなとかできあがっていないと悪いのではないですか。去年の12月くらいから、普通は作るのではないですか。何回も私はチェック表がないですよと、チェック表がないですよって言っているのですけど…私が言ってもどうも…
衛本教育次長	考えたいと思います。

下田教育長	ここまでで、どうでしょうか。衞藤栄一委員さん。危険排除できましたでしょうか。
衞藤栄一委員	とにかく、この先程も言いよったように、整合性が保たれていないのが、私は本当に気になって。では、私は食べさせてください、親は食べさせてください、先程言ったことと全く同じことですよね。それでアレルギーが起きたらって思うと … それを食べさせたことに対して、また印鑑を取り付けなきゃいけない、食べさせることに対しての印鑑を取り付けるか、素人の印鑑ですよ、医者の印鑑じゃなくて、素人の印鑑を取り付ける作業を行うのか。同意書を取っておくのか。
赤嶺学校給食共同調理場長	献立確認表は下の方に、上記の内容で提供願います、ということが…
衞藤栄一委員	もちろんそうなのですけど、それはそれで提供しますというのは、あくまでもたぶんこの印鑑のレベルというのは本人が付け間違えをしたときくらいのレベルの印鑑だと思うのですよ。食べさせてよいっていう意思っていうか、さっきのような命の危険性に対する印鑑じゃないレベルの印鑑じゃないですか。だって、相手は医者の印鑑なのですから。もう一つはですね。食べさせない、食べないでいい、食べさせないでくださいっていう医者の印鑑。これは、たぶん本人の親の希望の印鑑であって、希望と食べさせて良い、悪いはまた別になってくるのではないかと思うのですけど。なんていうのかな…
衛藤恵子委員	慣らしのためというか、そういうために食べさせるというのであればあくまでそれは家庭での、家庭でお試しをしていただくはたぶん医師のあの方針としてもそうだと思うのです。給食で、それを試されたのではいけないのではないかと。
衛本教育次長	今後、保護者とも面接をするので、そこ辺はもう徹底していきたいと思います。もう医師の診断書というか、学校生活指導管理表にそのエキス等があれば、魚エキス等あればもうこちらとしては提供できないということを徹底したいと思います。
衛藤恵子委員	提供できませんよと。
衞藤栄一委員	そうですね。
下田教育長	そうです。それをチェックした方がよいです。チェック表の中で。
衛本教育次長	はい、分かりました。
下田教育長	この子は、これはダメって。 それで、これを持ってきて、しばらくはそれを1学期は実施して、2学期になっての予定は。

赤嶺学校給食共同調理場長	2学期になりますと、保護者の方のこれを作成していただき、今度は学校の先生が主体といったら悪いのですけど、まず確認をしていただくことになります。その確認したのを、調理場に送ってもらって、それを栄養士さんが確認をします。そこで間違いが、間違いというか漏れがないかということを確認して、それを学校の先生に伝えていただくということになります。それで、その給食の提供を行うということです。3学期になりますと、今度は保護者が作成した献立確認表を学校で確認をしていただき、もし不安があるようであれば当然調理場に確認というか栄養士さんに問い合わせをしていただくということも良いかと思いますし、大丈夫ということであればそれで … そういった方向で、あの段階的に献立表のチェックの仕方を学んでいくという方針です。ただ、まだ献立表不安だということがあれば、その延長で2学期に引き続くこともあるかもしれませんし、それはこういったら悪いですけども、3段階できっちりある学校もあれば、そうでない学校現場もあるかと思うので、そこは柔軟に対応するようにしていきたいと思います。
下田教育長	どうでしょうか。一応全ての提案が終わりましたけど、全体でご質問はございますか。これで、決定するということになるとそういうことなので…
衞藤栄一委員	すみません。少し、もう一回確認させてもらってもよろしいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衞藤栄一委員	先程4月から訓練を行うって言いましたね。危険、危険がないとおっしゃると思うのですが、危険があり得る可能性がある状態の給食を提供しながら訓練をするわけですね。
衛本教育次長	提供はしないということで、今申しあげました。
衞藤栄一委員	提供は、給食センターはしません。でも、ところが生徒（の口）には入る可能性があるということですね。
衛本教育次長	それは学校と…
衞藤栄一委員	だから、そこは学校とじゃなくて、そこは学校での給食の口に入るまでが、このマニュアルの求められているものじゃないのですか。給食センターの、給食センターはこれで完結していいくらいのレベルだと思います。給食センターの中はプロがいるので問題ないのではないかと思うのですが、この後、この前…だから訓練をするのでしょう。献立表から始まって、例えば、教室での配膳の仕方まで。私は、改善が一言も出てこなかったのが一番の問題であって、あと私、これを見たときに最初に前回お話ししましたね。担任の先生が来て、その除去をする生徒の分をまず担任の先生が注いでいただいて、その子に渡って、では他の給食当番の人が配膳をしてください、っていうのをマニュアル化したらいかがですと私は言ったのですけど、それは間に合っていないですね。教育次長が、おっしゃられているのは給食センターの中では、たぶん私

	は問題ないと、ではなくて私は給食センターの外、親とか給食を配膳する係の方とか、そういうことの意識改革がないと、そのマニュアル…。だから事前の訓練をしてくださいっていったのは、給食センターの訓練ではなくて、子どもに口に入るまでの訓練を全てトータルとして実施してくださいというお願いをしたのですよ、前回は。
衛本教育次長	それで今…
下田教育長	2月3日の献立表を見たときに、アレルギーの前の「いわしボール」を食べないと書いているでしょう。そうでしょう。他のものは、配るのでしょ。配膳するのでしょう。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	配膳するのでしょう。その時に、学校現場が。いいですか…
衛本教育次長	はい。
下田教育長	学校現場が、これを最初にこの子の配膳を終えて、その後は、どうぞとするならば分かるけど今まで通りの配膳だと口に入りますよ。そのチェック体制は、完璧ですか、っていうことを言っているわけです。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	だから、給食センターはこれで一件落着。チェックができて、外すということはできたかもしれないけど、本家本元、学校現場は今の給食準備のスタイルから考えたら、これが完全に排除されますか、っていうことを指摘しているわけです。学校教育課長、どう思いますか。
内野宮学校教育課長	あの…
下田教育長	できますか、できませんか。
内野宮学校教育課長	最初に…
下田教育長	今まで通りできますか。
内野宮学校教育課長	今まで通りだったら、厳しいと思います。
下田教育長	そうでしょう。それを指摘しているのですよ。では、そのためには、学校現場としてどんな形でこれを実施するのですか、っていうことを全然提案されてないのではないですか、っていうことを指摘しているわけですよ。 その問題意識を持っていないということでしょう、全然。1回注いだ物をまた元に戻して、パンを置いたら一緒のことじゃないですかって、目の前にその汁がなくなって、これダメなのだったってその人の汁を戻したりするというような適

	当な作業を学校現場はしますよ、ということ。
衛本教育次長	そのエキスの対応の子には、今言ったようにいかないと確認したので、もう…
下田教育長	いや、ですから、給食センターは行かせないですって。
衛本教育次長	だから学校にも、当然その「イワシのつみれ汁」は行かない。行かないように学校に徹底をしてもらいます。それは、もう学校に確認をして、この子については、今日の「イワシのつみれ汁」は…
下田教育長	分かっています。それが、現場でできる体制ができていますか、って今聞いているのです。給食がどんな感じで注いでいるか分かりますか。ここに食缶を置いて、子どもが取りに来るので、それを子どもに注いでもらう、給食当番に。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	今まで通りやったら。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	で、エキス外された子が同じようにお盆持ってきたら、ずっと配るのではないですか、って言われているのです。そんなことをチェック、子どもたちができますか、って。
衛本教育次長	それを、担任や養護教諭に徹底してもらう。
下田教育長	ですから、それが4月からできていますか、って聞いています。
衛本教育次長	そのために、(2月)3日と(4月)上旬に学習会をします。
下田教育長	1回で、できますか。
衞藤栄一委員	その配膳のマニュアルはあるのですか、っていうことですよ。私が、言っているのは。だから、例えば担任が責任を持って、最初に言った、例えば、私だったら私らの給食ってこのようにして、「あっ、指についた。」っていうのもありです、子ども達は。そのついたのを違う子が、アレルギー対応の子が来て、その食器に指のせるだけでもアウトでしょ、本当言えば。ついているのだから。
衛本教育次長	そうですね。
衞藤栄一委員	だから、まずは、この前来て話したではないですか。最初にアレルギー対応の子の給食を配膳し終えて、担任が確認してから他の子を配膳するようなマニュアルをしっかり作ってください、って言ったではないですか。先週ですかね。

衛本教育次長	はい。
衞藤栄一委員	それが、できてないのに…
衛本教育次長	2月3日の説明会には、それを作って学校に配布したいと思います。
下田教育長	ちょっと待ってください。それは、早くしたらできるのですか。
内野宮学校教育課長	いや、その…
下田教育長	できるのですか。
内野宮学校教育課長	2月3日で説明して…担当者はそれで理解して、それを担任に広げるまでにちょっと不安が残ると思います。担当者は理解しても、担任がそれを理解するというのが。
下田教育長	それは、課長の立場でよいのですか。4月から実施しますというのは。 そこで3人（教育次長・学校教育課長・学校給食共同調理場長）でよく話をして、導入に関して … 学校現場に今のまま行ったら絶対に通常の注ぎ方をしますよ。
衛本教育次長	今、衞藤栄一委員が言われたように、アレルギー対応の子どもに一番先に注ぐということを徹底するということで。
内野宮学校教育課長	それ…
下田教育長	それですよ。だから、そういうことがマニュアルとして提案されて、きちっとあれば良いけど、今の状態では、特に小学生は先生がついているからよいけど、先程言ったように中学生って、サーっと持って行って、サーっと食べているのではないですか。給食時間なんて、10分あったら終わりますよ。
衛藤恵子委員	容器は、別に行くのですよね。
衛本教育次長	アレルギー対応の除去食の方は、食器は別のカップがあります。
衛藤恵子委員	別のが、ですね。
内野宮学校教育課長	だから、今度のエキス等の場合にはそれがない、食缶の中に入ってくる。
衛藤恵子委員	そうですね。
衛本教育次長	だから、注がないのです。
内野宮学校教育課長	だから、注がないのだけれども、それをするために最初に担任がするとかいう方法をきちんと訓練しないと、やはり厳しいと思います。

衞藤栄一委員	例えば、私が最初に思うのは、校内放送で、「今から給食の準備をします。担任の先生がいることを確認してください。」から入らないといけないと思います。そこから始まらないと、まずはそれが当たり前になるまで、それをしないとたぶん。
下田教育長	いいですか。安全性のマニュアル作りにもう少し慎重に具体的な給食の注ぎ方とか、そういう部分の提案を学校現場にしっかりしないと…先程言ったのはクリアしました。献立表と保護者のチェック、これはもう丁寧な説明でこの通り練習を訓練していけば、保護者も自分の子どものことですから理解をするだろうと。給食センターとやり取りをして訓練ができたら、保護者も意識がものすごく献立表に目が向いてきちんとチェックができるようになる。2学期から学校の先生もそれに一緒に参加すると、先生もあの子は○月○日の献立にエキスがあるからこれは注いではいけない、とかいう認識を持てる。その訓練もできていくだろうと、1年間を通して。問題は注ぐ側の子どもや先生方の今までの給食時間のあり方については、何にもチェックができていないとういうことです。そこは、これは場長というより学校教育の立場として、しっかりと話しをしないと担当者が。これで、いいえ先生方がそんなことできません、って言った時点ですべて終わりでしょう。もう、止めましょうってことでしょう。そこは、どうですかってことです。
内野宮学校教育課長	そこは、やはり一番先に注ぐ方法が、一番良いと思いますので、それをやはり徹底するためには練習が必要かと…
下田教育長	いいえ、それ他人事ではないのですよ。提案する側では、ないのですか。
内野宮学校教育課長	はい。
赤嶺学校給食共同調理場長	今回のマニュアルの改正案の中で10ページから12ページにかけて、10ページの下段から学校・給食での注意事項として給食時間における配慮、その中で献立内容の確認もありますし、配膳時の注意、片付け時の注意、給食当番の役割、(2)で学級全体でのアレルギーについての基本的な理解を促すための学級指導、(3)で対象児童生徒等とその保護者に対する個別指導等のところを記載させていただいております。また、12ページにおいて、学校給食における事前の準備・給食準備・給食時間のそれぞれの時間において、縦の方で「除去食・代替食を提供する場合の流れ」、ここは先生方にしていただいていた分をあらためて書かせていただき、今回献立確認表で家から持参するところは、「①食べない場合(弁当持参あり)」という流れの中で行っていくのですけど、先程、衞藤栄一委員さん・教育長からご指摘のあった配膳時に1番に(アレルギー対象者)配膳するということについては、確かにこの箇所にはございませんので、修正する箇所としましては、給食の準備で「給食当番や他の児童生徒等に対象児童生徒等への誤配がないよう指示・確認を十分に行う。」と書いてあるのですが、具体的なことはそこには書いていないので、そこに例として、「該当児童生徒には1番に配膳を行う」等を具体的にここで挿入したいと思います。ただ、ここで書いただけでなくて、説明等で理解をしていた

	だいて、徹底できるかということになるのですが、現状の給食の時間では、弁当持参の場合には給食時間に食べないとされた献立が対象児童生徒に配膳されていないことを、また持参した弁当がそろっていることを確認することを学校現場にお願いする流れで行ってくださいと明示しておりますが、1番にどうするとかいうことは示しておりませんでした。
下田教育長	記載されていることを先生方に実際に読んで、しっかり理解ができていけば、学校でその努力をしていただければよいのです。だけど、最初のスタート時においては、きちっと指示をしておかないと事故があってからでは何もないです。事故が、危険を解除できるシステムをチェック表として、最初はこの基本動作を忘れないようにする、これを行わないと必ずできません、ということを学校現場が理解をしていただかないと、4月からできませんということではないのでしょうか、ご指摘は。 ただ、先生に説明しましたからできましたとはならないと思います。今まで、学校現場が1を言って10できたことは1回もないのではないでしょうか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	特に、命に関わる問題のときに、やはり10言うべきことは20ぐらい言わないと、(事故が)起きてからではその子の人生の全てが無になるでしょ。安心して食べられる給食を提供しておきながら、1番安全でないとなったときには…対象は17人なのでしょ。この17人に対して、市教委が何もできないというのはあり得ないのではないでしょうか。ていねいな対応は、17人だったらできるのではないでしょうか。そのレベルに立って対応を今年1年間4月から行えばいいのでは、これが100人とかになれば本当に学校に緻密にしていただかないといけないですが、17人だったらもっと違う対応の仕方もできるのではないでしょうか。例えば、教職員の給食にその子の分は含むとか…例として、ですよ。その子がダメだというときには、職員室に取りに来てくださいというようなシステムにするとか、何か、17人だったらいろいろな対策が取れるのではないでしょうか。個別に、学校毎に違っても、安全を最優先に、対応策というのは…何か知恵を使って行うということが大事なのではないでしょうか。一律に行うということも大事かもしれませんし、学校現場がそのような作業ができないというようなことが言われないような普通の日常の中でできるような対応策も仕組めるのではないでしょうか… 知恵を使って行えば。それを担当者の方に、尋ねればよいのではないでしょうか。担当者会議で、「こうしましょう。」ではなくて、この基本レベルの中で「もっと良いアイデアはないですか。」と、子どもの安全を確保するために… そのために担当者会議を開くのではないですか。 もっとその辺は、ゴーサインが出るか出ないのかは、もっと練習をした方がよいのではというご指摘なので、それは考えてください。いいですか。
衛本教育次長・赤嶺学校給食共同調理場長	はい。

下田教育長	他に、ご意見ございますか。
全委員	（声なし）
下田教育長	2月…次回は、いつですか。
衛本教育次長	2月14日教育委員会定例会です。（12月定例会時決定済）
下田教育長	そのときに、指摘を受けたので、こんな安全策で行きますというものを、2月3日には担当者会議も終了していますよね。
衛本教育次長・赤嶺学校給食共同調理場長	はい。
下田教育長	そのときの説明資料と、こういう安全対策を考えました、ということで報告をしたらどうでしょうか。教育委員さんに今お約束しても具体的な姿は見えないと思いますので、そこでまたご意見をいただいて、もっとこのようにしたら安全になるのでは、などを受けて3月に学校現場にお知らせするようにしたらどうでしょうか。
衛本教育次長	分かりました。
下田教育長	（衞藤栄一委員さん）何か、いいですか。
衞藤栄一委員	はい。大丈夫です。
下田教育長	矢野委員さん・羽田野委員さん どうでしょう。よろしいですか。
矢野委員・羽田野委員	はい。
下田教育長	それでは、 他には ないようですので。 協議事項 豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正については、今の説明のとおり承認してよろしいでしょうか。
全委員	（「はい」の声）
下田教育長	異議なしと認めます。 協議事項 豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について は、原案のとおりといたします。
下田教育長	一時休憩をします。 （午前10時53分 休憩）
下田教育長	開議します。 （午前11時05分 開議） 議事案件に移ります。

○議事案件

議案第1号　豊後大野市立学校児童生徒就学援助規則の一部改正について

下田教育長	では、議案第1号の審議に入ります。 事務局からの提案・説明を 教育次長・学校教育課長 お願いします。 (学校教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会資料・別冊資料により説明) ＜提案理由＞ 　要保護児童生徒援助費補助金援助費項目に新たな項目が追加されたことに伴い、豊後大野市立学校児童生徒就学援助規則に同援助費項目を追加する必要があるので、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。
下田教育長	ただいま、学校教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。ご質問ございますか。 （声なし）
下田教育長	ちょっと質問をしてよろしいですか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	これは要保護に関して、就学援助の変更できているという認識ですね。
内野宮学校教育課長	要保護というか、（別冊）資料の方です。こういう資料が…
下田教育長	少し待ってください。そのときに、就学援助に対してどれだけ卒業アルバム代が反映されるかという金額は計算していますか。
内野宮学校教育課長	卒業アルバム…
下田教育長	それを追加するのでしょ。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	ということは、就学援助規則の内容を改正するということは、新しく卒業アルバム代を規定するということでしょ。来年度当初予算に概算要求しているのですか。相当な金額になるのではないですか。 これは…これを全部変えるということでしょうか。 卒業アルバム代を入れたときに、どれだけ予算が増えるのかを、計算しているのでしょうか。来年度の当初予算（要求）に反映しているのでしょうか。
（書記　麻生）	しています。

下田教育長	いくらでしょうか。
（書記　麻生）	小学校40人・中学校40人で、784千円です。
下田教育長	40人というのは、どこ…
（書記　麻生）	今回の概算要求です。
下田教育長	たった、40人ですか。
（書記　麻生）	6年生ですから。
下田教育長	そうですね。6年生と中学校3年生ですね。
（書記　麻生）	両方とも40人という概算で計算して、単価は現状を踏まえて算出をしているとのことです。
下田教育長	担当課ですか。
（書記　麻生）	担当者と話した中で、合計で784千円です。
下田教育長	（該当額が）784千円。
（書記　麻生）	ちなみに単価は、小学校が10,890円、中学校が8,710円です。
下田教育長	どうぞ。他の単価も上がっているということでしょうか。
内野宮学校教育課長	（別冊）資料の3ページを見ると少しずつ上がっています。
下田教育長	市教委の規則に基づく基準額は、いくらになっているのでしょうか。この金額が上限でしょうか。例えば、学用品費11,630円は市教委もその金額でしょうか。これは国の金額でしょうか。
（書記　麻生）	国です。
下田教育長	国ですよね。市教委は、どうなっているのでしょうか。これに沿って、上げるという議論をしているのでしょうか。 卒業アルバム代を項目として追加することは、よろしいでしょうか。
全委員	（「はい」の声）
下田教育長	それは、よろしいですね。
全委員	（再度、「はい」の声）

下田教育長	市教委の金額が、これによって上限を引き上げるのかどうかの議論は、どうなるのでしょうか。
（書記　麻生）	確認をします。当初予算の要求時には、担当が積算をしています。
下田教育長	そこ辺は、チェックしていただけますか。次回の2月定例会でよろしいので。 これが全部、市教委の対象項目ではないですね。全部そうですか… 学校教育課長、市教委の金額基準がありますから、国の補助金対象額が上昇するということは、市教委も上げるか上げないかの議論をしないと、来年度の当初予算に卒業アルバム代が入ることはよいのですが、他の項目の金額が上昇しているので、上げるのか上げないのかを…生活保護のところもこの金額で対象になっているといくことでしょうか。そこで上がるのであったら、生活保護のところで上がるのだったら、ここも上げないといけないということになります。そこをチェックしていただかないと、生活保護側で上げないのに、市教委が上げるということにはならないので、生活保護側がどこまで含んでいるのかは分からないですけど。卒業アルバム代が入ってくるということでしょうか、生活保護の金額に。そこは、確認をしているのでしょうか。
内野宮学校教育課長	担当者に、確認をしてみます。
下田教育長	大丈夫ですか。
（書記　麻生）	確認をしてみます。
下田教育長	そこは、確認をしてください。 追加する分はいいのですが、支払う分については別問題で、卒業アルバム代も入ったということで、市教委も規則改正を行うということで、それで上限いくら払うのかは別問題という認識でよろしいですか。 上限…別、その金額は…　ちょっと担当者に確認します。金額を決めていると思いますので。
下田教育長	学校教育課長、1回確認をして、今回は付け加えるということで、提案はよろしいですか。 この今の部分は、一部改正を行うということでよいですね。 それでは、皆さんこれでご質問はございますか。
全委員	（声なし）
下田教育長	よろしいですか。
全委員	（「はい」の声）
下田教育長	ご意見・ご質問がないようですので、議案第1号について、委員各位の賛否を

	求め、採決したいと思います。この原案のとおり決定させていただいて、よろしいでしょうか。
全委員	（「異議なし」の声）
下田教育長	異議なしと認めます。議案第1号　豊後大野市立学校児童生徒就学援助規則の一部改正　は、原案のとおり決定します。

議案第2号　教育支援センター通室費補助金交付規則の制定について

下田教育長	では、議案第2号の審議に入ります。 事務局からの提案・説明を　教育次長・学校教育課長　お願いします。 ===== 学校教育課長　が議案の取り下げを申し出る ====== ＜取り下げ理由＞ 　他郡市の状況を踏まえ、この補助金への取り組みついては、時期尚早であると判断したため。
下田教育長	ただいま、学校教育課長から取り下げについて説明がありましたが、通室生が増えてくれば、再検討をするということでよろしいですか。
内野宮学校教育課長	そうです。
下田教育長	分かりました。
下田教育長	ご質問等ございますか。
全委員	（声なし）
下田教育長	よろしいですか。
全委員	はい。
下田教育長	今回は、規則案は掲載していますが、取り下げさせいただいて、審議はしないということで、よろしくお願いします。
全委員	（「はい」の声）
下田教育長	議案第2号　教育支援センター通室費補助金交付規則の制定については、事務局からの申し出により取り下げとします。 次に移ります。

議案第3号　豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について

下田教育長	では、議案第3号の審議に入ります。 事務局からの提案・説明を 教育次長 お願いします。 (教育次長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会資料により説明) ＜提案理由＞ 　豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱については、令和元年 11 月豊後大野市教育委員会定例会において承認されたが、一部表記の修正及び訂正を要する箇所が確認されたことにより、要綱の一部改正をする必要が生じたので、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定により、この議案を提出するものである。
下田教育長	ただいま、教育次長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。ご質問ございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいですか。
全委員	はい。 (しばらく　声なし)
羽田野委員	よろしいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
羽田野委員	シミュレーションが出ているのですが、(資料の)33～35ページなのですが、アとイに振り分けて、同じようなものがアではNGになっていて、イではOKなったりしているのですが、これは”「移住と就労の時期による受給の可否」の例”というのがあって、ちょっと分かり難い、同じことなのになぜなのかと思ったりしたのですが、その理由を教えていただければ。
衛本教育次長	33ページの事例であります。令和元年9月27日以降に、例えば10月1日に移住してきました。新たに就労した場合にはOKですということで、新たに移住してきました。この場合は新たに移住して来ました。移住でOK、就労でなくて移住して来たということでOKであります。就労していた人が、令和元年9月27日以前に移住をして来たということで、これでもうダメということであります。34ページは、4月1日以降であればOKでありますし、34ページの2段目で、移住はして来ましたが就労はしていませんでしたということで、4月以降に就労してOKということです。3段目は、豊後大野市にずっと居住していましたが、学生でもそうだと思うのですが、大分大学に行っていましたがずっと豊後大野市にいましたが4月に就労すればOKということになります。令和元年8月頃に移住して来たが10月頃に就労したという場合にはOKということであります。次が豊

	後大野市に8月頃移住して来てそのまま就労したという場合にはNGだということ。豊後大野市にずっと居住していて（令和元年9月27日以前から）就労している人はNGです。令和元年9月27日が、もう基準になるということであります。35ページについては、働き方の…
下田教育長	何かありますか。ご質問。
羽田野委員	はい、このアの分の1番目がOKで2番目がNGですが、アの分になると令和2年3月31日以前に就労している者で、9月27日以降に本市に住民登録をした者ということで、この方は令和元年9月27日以前にいたからNGということになっていて、イは令和2年4月1日以降に就労した者となるのですが、同じ形ですよね。イの4番目とアの2番目というのは全く…
下田教育長	就労の位置が違うのです。
羽田野委員	就労の位置も同じです。移住も一緒ですね。 他市での就労が、ちょっと違っているのですが、それ以外については全く同じなのですが。
衛本教育次長	一緒ですね。
羽田野委員	はい。ここの違いというのが、私もよく分からなくて、イの4番目…
衛本教育次長	就労の時期が違います。
羽田野委員	前にいただいたのと違うのでしょうか。
下田教育長	一緒です。
羽田野委員	（資料で確認しながら）ここがOKなのです。移住も一緒、ここも就労して一緒で…この場合はここで移住をしていて、就労はここからなのです。移住はここで就労はここで…
衞藤栄一委員	一緒ですね。
羽田野委員	ここだけが違うのです。そこのすみ分けが、
下田教育長	なるほど。 両方NGです。
羽田野委員	OKなのです。こちらは。
衞藤栄一委員	4番目は。
衛本教育次長	イの何番目でしょうか。

羽田野委員	イの4番目です。
衛本教育次長	イの4番目と…
衞藤栄一委員	アの2番目。
羽田野委員	アの2番目が、違うのは他市での就労で、移住して来て豊後大野市で就労なのです。ここの違いは、どういうふうに読み分けるのかなと、よく分からない所です。
下田教育長	この就労がおそらく継続ですね。
衛本教育次長	継続です。
下田教育長	これは図が悪いのです。NGの図が…継続ですよね。
衛本教育次長	継続です。
下田教育長	これ(アの2番目)は、あるところで就労していて、豊後大野市に令和元年9月27日以前に移住して、働いているのは継続でNGなのです。
羽田野委員	同じ企業にずっと勤務していて、たまたま令和元年9月27日以前に住民票を移したときはNGということですね。
衛本教育次長	はい。
羽田野委員	新たに違う企業に、令和元年9月27日以前に移住してきても、新たに豊後大野市で就労した場合はOKと… それの読み方ですが… 第4条第5号イは…
下田教育長	少しおかしい気がしますね。
衛本教育次長	分かり難いですね。
羽田野委員	就労した場合の後と…
下田教育長	図も良くないですね。
羽田野委員	よく分からなくて、もう少し…
下田教育長	ここは整理できますか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	これは、内規の分ですね。

衛本教育次長	はい、内規の分です。
下田教育長	内規の分ですから、分かりやすくしておかないと、これを見て判断するということですね。
衛本教育次長	そうです。
下田教育長	ケースを。 ご指摘のとおり、ご指摘が、分かりました。OKとNGの場合の違いが。 分かるように、よいですか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	規則改正については、よろしいですか。
衛本教育次長	1つよろしいですか。 （イの）4番目は働いていないのです。イの…イの方の4番目は働いていないのです。
衞藤栄一委員	新規就労者ですね。
衛本教育次長	新規就労者です。 アの方は、就労している人が、令和元年9月27日以前に来ているわけです。 イの方は、例えば、フリーターなどでも、働いていない人が、4月1日でもよいのですけど、令和元年9月27日以降に就労したと、働いていない人がいる… 辞めて、豊後大野市に来た、1年間就職先を探していて、新たに就労すればOKですと、30歳以下であれば… 新規就労者…
下田教育長	今の教育次長の説明であったならば、アの2番目もOKではないでしょうか。
衛本教育次長	少し、整理します。
羽田野委員	そういうことを言ったら、間に何日期間があればよいかという話しになってくるのです。 そういうものもないので。
下田教育長	よろしいですか。
羽田野委員	はい。
下田教育長	他にございませんか。よろしいでしょうか。
全委員	（「はい」の声）

下田教育長	ご意見・ご質問がないようですので、議案第3号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。この原案で決定させていただいて、よろしいでしょうか。
全委員	(「異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。議案第3号　豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について　は、原案のとおり決定します。
下田教育長	それでは、先程一時休憩中に確認させていただきましたが、議案第4号については、後回しにさせてください。
教育委員	(「はい」の声)

7　その他

下田教育長	では、まず　その他　に入ります。順番に説明をお願いします。 **・旧緒方村役場庁舎復元保存の方針(補足説明)** (社会教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会別冊資料により説明)
下田教育長	この方針で、教育委員会は進めるということで、決定をしているということでよいですか。
衛本教育次長	12月で…
深田社会教育課長	12月定例会にて説明をさせていただいております。誤りが一部あるということで、ご指摘がありましたので、再度この部分だけご説明をさせていただきました。
下田教育長	これで、教育委員会としては、この方針で進めるという最終決定で市議会に説明をするということで、そういうことでよろしいですね。
衛本教育次長・深田社会教育課長	はい。
下田教育長	はい。方針で、違った所があったのでしょうか。どこが違ったのですか。
深田社会教育課長	財源の部分で、起債があるのではないかということでしたが、使えないということで…
下田教育長	ないということですね。

深田社会教育課長	自主財源で行きますということです。
下田教育長	市費単費でいくという所が、大きく違うということですね。
深田社会教育課長	はい。
下田教育長	その提案をさせていただくということで、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
	・卒業式の出席について (学校教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会別冊資料により説明) 教育委員と協議を行い、調整・確認をした。 ・3/6 中学校卒業式…(三重中:矢野委員・清川中:衛藤栄一委員・緒方中:教育次長・朝地中:衛藤恵子委員・大野中:下田教育長・千歳中:学校教育課長・犬飼中:羽田野委員) ・3/18 卒園式…(三重幼:下田教育長・東幼:矢野委員・新田幼:衛藤栄一委員・おおのさくら幼:衛藤恵子委員・千歳幼:羽田野委員) ・3/24 小学校卒業式…(菅尾小:社会教育課長・百枝小:教育次長・三重第一小:矢野委員・三重東小:図書館長・新田小:学校教育課長・清川小:学校教育課課長補佐・緒方小:歴史民俗資料館長・朝地小:衛藤恵子委員・大野小:学校給食共同調理場長・千歳小:下田教育長・犬飼小:羽田野委員)
	・生涯学習・公民館まつりの出席について (社会教育課長が令和2年1月　豊後大野市教育員会定例会別冊資料により説明) 教育委員と協議を行い、調整・確認をした。 (2/23清川:衛藤栄一委員・3/1大野:衛藤恵子委員・犬飼:羽田野委員・3/7中央:矢野委員)
	・令和2年度　豊後大野市部活動の在り方に関する方針(情報提供)
下田教育長	部活動については、後程とさせていただきます。 それでは、連絡調整に入らせていただきます。

8　連絡調整

○　令和2年2月定例会の日程確認について

下田教育長	次回の日程について、提案を　教育次長　お願いします。
衛本教育次長	はい、それでは前回お話しさせていただきましたので、確認させていただきま

	す。 2月定例会につきましては、2月14日金曜日　午前9時30分から開催します。3月は、定例会を下旬に臨時会を上・下旬に行う予定です。人事の予定次第ということです。よろしくお願いします。 ======= 日程協議・確認調整を行う ========
下田教育長	次回まであまり期間がありませんが、2月定例会には、2月14日金曜日　午前9時30分から開催しますので、よろしくお願いします。このときには、臨時会の期日の設定が、できるかもしれません。
下田教育長	それでは、連絡調整を終わります。 それでは、一時休憩します。　（午前11時46分 休憩）

7　その他（続き）

下田教育長	開議します。　（午前11時47分 開議） では、まず その他　に入ります。順番に説明をお願いします。 **・令和2年度 豊後大野市部活動の在り方に関する方針（情報提供）** （学校教育課長が令和2年1月 豊後大野市教育員会定例会別冊資料により説明）
下田教育長	部活動の方針については、内容は変わっていませんが、実態を前半部分に入れましたということです。 よろしいですか。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	それでは、一時休憩に入らせていただきます。　（午前11時44分 休憩）

議案第4号　令和2年度豊後大野市立学校児童生徒の就学援助（新入学児童生徒学用品費）の認定審査について

下田教育長	開議します。　（午後1時16分 開議） 議案第4号　の審議に入ります。 この議案の説明及び審議内容等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開　秘密会としたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員	（「はい、異議なし」の声）
下田教育長	異議なしと認めます。 それでは、教育次長、学校教育課長のみで審議しますので、他の課長等は退席をお願いします。なお、学校教育課担当職員は臨席を認めます。他の課長さん方はここで終了ということにさせてください。それでは、ここで一時休憩に入ります。 （午後1時17分休憩） □□□　一時休憩　□□□ ～　社会教育課長・学校給食共同調理場長・歴史民俗資料館長・図書館長・担当者退出　～ ※一時休憩中協議により、・学校給食共同調理場長・歴史民俗資料館長・図書館長については、このまま退出とした。 ～　学校教育課長・学校教育課担当職員（後藤清憲　副主幹）入室　～ （午後1時17分開議） **（非公開・秘密会）開始** ※審査時は、教育次長、学校教育課長、学校教育課担当職員のみ臨席した。 ※審議結果は、審査対象者87名のうち、認定65名、不認定22名、保留なしであった。 **（非公開・秘密会）終了** （午後2時34分休憩） □□□　一時休憩　□□□ ～　学校教育課担当職員（後藤清憲　副主幹）退出　～ ～　担当者　入室　～ （午後2時35分開議）
下田教育長	それでは、開議します。

9　閉会

下田教育長	それでは、これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。 令和2年1月　豊後大野市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （午後2時35分閉会）